

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
1	2 事業 の概要	町として、条例、及びガイドラインがありますが、その条例等はどのような効力があるのでしょうか？また条例、ガイドラインはどのような位置づけとなるのでしょうか？	要項2(2)のとおり、本事業が自然環境及び生活環境の保全と再生可能エネルギー事業等と両立しながら運営していくための、協定締結の根拠となっています。
2	2 事業 の概要	選定された事業体に後から町や都の出資等は考えられるのでしょうか？	要項2(4)のとおり、町としては、事業の推進に必要な協力を行う考えがありますが、具体的な内容は現段階で決まっていません。
2	2 事業 の概要	事業の概要で、町と協力して再生可能エネルギー……とありますが、これは一般電気事業者(東京電力)と選定業者との交渉に町も協力するというのでしょうか？	
3	3 事業 実施期間	公募要項P3の3事業実施期間(1)にある事業の延長については、選定事業者に選択権は無いのでしょうか？	町としては、地熱資源が地域のために持続的に利用されることが重要だと考えているため、事業の継続等については、選定事業者や一般電気事業者を交え、協議したいと考えております。
3	3 事業 実施期間	事業実施期間についてFIT終了までの期間までとなっており、延長することも可とありますが、15年で事業から撤退しても問題ないということでしょうか？	
4	6 応募 者の資格 要件	現在休眠している会社を事業会社として、この会社で応募する場合には、親会社の発電所実績をこの会社のものとして記載してよろしいでしょうか。もし、それが不可であれば、発電所実績のある親会社で応募する方法以外にはないのでしょうか。	休眠会社に発電実績がない場合、応募者の資格要件を満たしていないと判断します。また、休眠会社として現在営利活動をしていないとすると長期にわたって本事業を実施するだけの技術力があると判断することも難しいものと考えます。しかし、事業の実施体制として親会社からの技術的支援が得られる体制であれば、親会社の実績をご記載いただき、その内容を持って資格要件を満たしているかどうか判断します。その場合には、休眠会社と親会社の関係が分かるよう、様式1-4に記載するとともに、親会社を含めて共同応募してください。

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
5	6 応募者の資格要件	公募要項P4の6応募者の資格要件(3)に記載ある「FIT法に基づく特定供給を行った実績」につき、別に設立した事業会社の実績を応募者の実績として取扱う場合とは、応募者が別に設立した事業会社による実績及び応募者の子会社が別に設立した事業会社による実績も含むとの理解で問題ないでしょうか？	本事業では、事業実施期間に渡ってFITによる安定的な発電事業を開発・運営していただける事業者の選定を目的としています。従って、発電所ごとに分社、子会社化して事業を行っている場合には、当該子会社の実績を含めることも可能です。最終的には、出資割合を含め、応募者と当該事業会社の関係性を確認したうえで判断します。
	6 応募者の資格要件	応募者の資格要件について(公募要項6(3)②)、応募者が設立した100%子会社・孫会社の再生可能エネルギー事業実績は応募者の実績になりますか？応募者の出資割合が何%以上であれば、その子会社の再生可能エネルギー事業実績は応募者の実績になりますか？	
6	6 応募者の資格要件	公募要項P4の6応募者の資格要件(4)に記載ある「東京都の指名停止条件」とは具体的に何を指すでしょうか？八丈町及び東京都の全ての競争入札が対象との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
7	6 応募者の資格要件	公募要項、6応募者の資格要件(3)②<出力が1,000kw以上のFIT法に基づく特定供給を行った実績を有すること。>とは、地熱発電に限定されず、他の供給実績でもよいのでしょうか？	出力が1,000kW以上のFIT法に基づく特定供給であれば、地熱発電以外の供給実績であっても、資格要件の対象となります。
8	6 応募者の資格要件	「6応募者の資格要件(1)」について、「事業選定後の町との協定は当該設立会社と締結」とありますが、当該設立会社は協定締結時に設立されていることが必要でしょうか。その場合、二次審査書類に法人名称を記載する欄がありますが、書類提出後に法人名称に変更が生じることは許容されるのでしょうか。また、設立が間に合わない場合には、共同応募代表社との締結にて進めることは、可能でしょうか。	当該設立会社の設立時期については、要項6(1)のとおり、町と協定を締結する必要があるため、それまでに設立する必要があります。法人名称の変更については、要項6(2)のとおり、事業者選定後に当該設立会社へ選定された権利を承継することが可能であるため、二次書類提出後に法人名称を変更する必要はありません。設立が間に合わない場合の対応については、事業者選定後の協定締結に係る協議の中で判断します。
9	6 応募者の資格要件	FIT設備認定を受けて現在建設中の再生可能エネルギー事業実績は応募者の実績になりますか？	建設中の案件は、要項6(3)②の「特定供給を行った実績を有する」に該当しないため、実績と見なしません。

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
10	6 応募者の資格要件	ガイドライン6.地域の利益優先に関する事項(1)に地域の事業の参画とあり、町内に在する事業者又は在住する住民が事業の実施主体として参画することを確保するように努めるものとするとの記載がありますが、これは事業主体の一角にはかならず、地元業者等が含まれていなければならないと理解してよいでしょうか？または、地元業者等が含まれていると公募に対する選定条件として有利になると捉えてよいのでしょうか？	ご指摘のガイドラインの規定については、発電所の建設、運営を行う事業者に対しその実現に努めるよう求めているものであり、地元事業者等を含めるよう義務付けたものではありません。 また、地元事業者を含めることは、ガイドラインの趣旨に沿うものであり、評価されるものですが、審査は要項19(3)の各項目を総合的に評価しますので、それだけをもって有利になるものではありません。
11	7 共同応募	公募要項P4の7共同応募についてですが、入札後にメンバーが増減することは可能でしょうか？	変更した事業者が資格要件に当てはまるか、審査することができなくなるため、様式1参加表明書の提出以降、町との協定締結より前に、共同応募者を変更することは不可とします。
7 共同応募	主たる応募者が変更にならない前提で、二次審査から共同応募者が追加や変更になることは可能でしょうか？		
7 共同応募	共同応募の場合、一次審査時にその共同事業体に入っていない事業者を2次審査時に追加することは可能でしょうか		
12	7 共同応募	公募要項P4の7共同応募に記載ある共同応募の場合、今後設立する共同出資会社の出資比率に関わらず、代表者を定めても問題ないとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
13	7 共同応募	公募要項、7共同応募(1)新たな事業会社を複数の法人等で設立する場合、その設立は本事業のスケジュールに照らした時にいつまでに行われていなければならないのでしょうか？	回答No8のとおりです。
14	7 共同応募	共同応募について(公募要項7)、主たる応募者(もしくは応募者が新たに設立する事業会社)と共同事業契約等の契約でコンソーシアムを組む予定の協業会社(出資はしない)がいる場合、その会社を参加表明書の共同応募者欄に記載してもよいのでしょうか？ 主たる応募者(もしくは応募者が新たに設立する事業会社)と共同事業契約等の契約でコンソーシアムを組む予定の協業会社(出資はしない)がいる場合、その会社を事業実施体制概要書に記載してもよいのでしょうか？	どちらの場合も、記載に差し支えありません。ただし、協業会社が要項6(3)の要件を全て担う場合、要件の主旨を踏まえ、主たる応募者との関係について明確に各様式に記載してください。

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
15	7 共同 応募	八丈町は公募に書いてある共同応募とは、どの様なものを想像しているのでしょうか？	要項6における各種条件や、要項8における事業実施条件に対応するノウハウをそれぞれ持つ各事業者が共同応募することを想定しています。
16	7 共同 応募	共同応募に名を連ねる場合、例えば、地元業者Xが島外業者Aと事業体を組みさらに、地元業者Xが島外業者Bと事業体を組むというように地元業者Xが二つの共同応募に参加することは可能でしょうか？	要項13(4)のとおり、応募者あたり1案の申し込みしか認めていないため、複数の共同応募に参加することはできません。
17	8 事業 実施にあ たつての 条件	硫化水素濃度に目標値が課されていますが、本条項は努力目標なのでしょう。あるいは達成できなかった場合にペナルティを伴う条項でしょうか。もしペナルティが課されるのであれば具体的な内容をご教授ください。	事業実施の条件として、通常運転時において、排出地点における硫化水素濃度を、最大値であっても0.6ppm以下に抑えられる必要な対策を求めています。また、0ppmに近づけることは、努力目標とお考えいただいて差し支えありませんが、0.6ppm以下に抑えることは努力目標ではありませんので、必ずそれ以下になるよう必要な対策を取ってください。なお万一達成できない状況となった場合には、追加の臭気対策を講じていただき、あくまで達成を目指して取り組んでいただきます。また、要項8(5)のとおり、対策の詳細は二次審査の評価対象となります。
18	8 事業 実施にあ たつての 条件	最大値で0.6ppmとは、具体的にどのように測定した数値を指すのでしょうか。具体的には瞬間値でしょうか、期間平均なのでしょうか。	事業実施の条件として、通常運転時において、排出地点における硫化水素濃度を、最大値であっても0.6ppm以下に抑えられる必要な対策を求めており、企画提案書の中で、測定方法を含めた対策をご提案いただきます。したがって、期間平均により達成するものではありません。
19	8 事業 実施にあ たつての 条件	硫化水素濃度について公募要項に通常運転時の排出地点において「最大値であっても0.6ppm以下に抑えるよう必要な対策をしてください。」とありますが、非常時や試運転時等における基準値は別途あるのでしょうか？	非常時や試運転時等における基準値については、要項上の定めはありません。ただし、東京都環境確保条例において、臭気に関する基準がありますので、ご留意ください。また、基準に関わらず要項8(5)③のとおり、臭気が周辺環境へ影響を与えないよう十分に配慮する必要があります。

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
20	8 事業 実施にあ たつての 条件	硫化水素濃度の測定点について公募要領に「運転時に、冷却塔の排出口等、設計図面上で蒸気及び熱水が外気に触れる地点（以下、「排出地点」といいます。）」とあります。これは冷却塔内で蒸気及び熱水が空気と混合される前を指しているのでしょうか？それとも、空気と混合後の冷却塔出口と考えてよいのでしょうか？	空気と混合後の冷却塔出口と考えて差し支えありません。 また、冷却塔に限らず、要項で定める排出地点において、基準値を遵守してください。
21	8 事業 実施にあ たつての 条件	「定期的に」との記載がありますが、具体的にどの程度の頻度を考えておられるのでしょうか。また、様式4-3にも記載があることから、頻度の高さが事業者の評価項目との理解でよろしいのでしょうか。	企画提案書の中で、測定頻度を含めた対策をご提案いただきます。 なお、要項8(5)のとおり、対策の詳細は二次審査の評価対象となります。
22	8 事業 実施にあ たつての 条件	ここでいう出力とは発電端のことでしょうか、あるいは所内電力差引後の送電端のことでしょうか。	発電端を想定しています。 なお、送電可能量については、二次審査に関する説明会で説明します。
	8 事業 実施にあ たつての 条件	「発電出力3,300kW程度を原則とする」とありますが、この出力は発電端ではなく送電端と考えてよいのでしょうか？	
	8 事業 実施にあ たつての 条件	「発電出力3,300kW程度を原則とする」とありますが、既存送電線は別紙1「新たな発電事業者の公募に向けた条件の整理」の中に示されている3,800kW程度まで送電可能と考えてよいのでしょうか？	
23	8 事業 実施にあ たつての 条件	公募要項 8 事業実施に当たつての条件(4)①に関し、発電出力3,300kWは、東京電力パワーグリッド株式会社との接続およびFITによる全量買取が可能であるとの前提でよろしいのでしょうか。	二次審査に関する説明会で説明します。
24	8 事業 実施にあ たつての 条件	発電出力3,300kW程度を原則とする。とありますが、この数字を設定した根拠を教えてください。	別紙1をご参照ください。

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
25	8 事業 実施にあ たつての 条件	「発電出力3,300kW程度を原則とする」とありますが、二次審査時点では掘削が行われていないため実際に掘削した後で発電所出力を調整・協議することは可能なのでしょうか？	協定締結後、例えば、掘削後に地熱資源の状況に応じて発電システムを変更することなどが想定されますが、原則として要項8の事業実施条件を遵守することを前提とし、事業計画の変更について協議することになります。
26	8 事業 実施にあ たつての 条件	調査堀にあたっては、補助金を活用するための町の支援は得られますか？（JOGMEC）	回答No2のとおりです
	8 事業 実施にあ たつての 条件	公募要項 8 事業実施に当たつての条件(3)に関し、生産井および還元井の掘削を町が主体となってJOGMECの助成事業として行う可能性はありますか。	
27	8 事業 実施にあ たつての 条件	「8事業実施に当たつての条件」の「(4)③熱水供給の検討」について、「将来的な町の施策として熱水の供給が可能となるよう施設を設計するとともに、供給可能場所及び供給量について検討を行いその結果を記載してください。」とありますが、実際の供給可能場所及び供給量については、新しい坑井を掘削した後に熱源条件が決定して判明するものと存じます。書類提出時には「予測での計画」に留まると存じますが、それによろしいのでしょうか。	町としては、将来的な熱水の活用を検討している段階であり、現時点では具体的な事業の計画はありません。本条件の主旨は、検討が具体化した際に、当該発電所から得られる熱水の量(供給量、温度)を把握しておくとともに、熱水の取り出しが可能な施設としていただくようお願いしているものです。 検討結果の内容については、お見込みにくわえ、温度(熱量)をご提示ください。 なお、提出いただく数値は予測値で結構です。
	8 事業 実施にあ たつての 条件	ここでいう熱水を使用する施策とは、どのような事業をどの程度の規模で検討されておられるのでしょうか。	
	8 事業 実施にあ たつての 条件	熱水供給施設設計に必要となる条件(供給最低要求圧力、供給最低要求温度、供給最低必要流量)をご提示いただけないでしょうか？	
	8 事業 実施にあ たつての 条件	公募要項 8 事業実施に当たつての条件(4)③に関し、「将来的な」とは時間軸で何時をさすのでしょうか。また「その結果」とは以下の4つの内容を明記すればよいのでしょうか。 ・概略設計の考え方 ・場所 ・供給量 ・供給可能時期など時間軸	

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
28	8 事業 実施にあ たつての 条件	公募要項、8事業実施に当たつての条件(4)③熱水供給の検討について <将来的な町の施策として熱水の供給が可能となるよう施設を設計するとともに、供給可能場所及び供給量について検討を行いその結果を記載してください。> とありますが、熱水供給可能場所までのパイプライン敷設も本事業に含まれているのでしょうか？	本条件の主旨は、回答No27のとおりです。その上で事業用地内において熱水の取り出すにあたり、配管の敷設が必要と判断された場合には、検討結果に記載してください。 なお、敷地外へのパイプライン敷設は本公募の条件ではありません。 また、事業用地外の特定箇所への熱水供給を検討されることは、地域貢献策としてご提案いただくことを妨げるものではありません。
29	8 事業 実施にあ たつての 条件	公募要項、8事業実施に当たつての条件(3)生産井、還元井等新設する必要があるとのことですが、東京電力(株)様との協議のうえで、(特に還元井を)再利用することは全くできないのでしょうか？ また、東京電力(株)様の事業用地を活用する場合、2次審査の前に協議が終了していないといけないのか、それとも結果通知後でも宜しいでしょうか。	二次審査における事業性の評価を適切に行うため、要項8(3)のとおり新設を前提にご提案ください。 現地熱発電所事業用地を活用する提案の場合は、結果通知後の協議でかまいません。
	8 事業 実施にあ たつての 条件	公募要項 8 事業実施に当たつての条件(3)に関し、東京電力パワーグリッド株式会社八丈島地熱発電所の既存設備および資源のうち、技術的に利用可能なものがあつた場合に、東京電力パワーグリッド株式会社との合意に基いて既存設備および資源の一部を継続して使用することは認められますか。	
30	8 事業 実施にあ たつての 条件	公募要項 8 事業実施に当たつての条件(8)に関し、「地熱発電施設及び付帯設備」と記載がありますが、仮に東京電力パワーグリッド株式会社との合意に基いて既設東京電力パワーグリッド株式会社設備利用が認められる場合、東京電力パワーグリッド株式会社の設備をも指すのでしょうか。それとも今後新設される設備のみを指すのでしょうか。	要項6(1)のとおり、応募者が本事業の運営主体となることが原則であることから、設備破損等に関する対応は、原則として要項8(8)のとおりとします。
31	8 事業 実施にあ たつての 条件	「8事業実施に当たつての条件」の「(7)事業に支障のない限り、施設や運転に関する情報を公開し、地熱発電の理解及び普及の促進に努めること。」とございますが、具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。また、新しい地熱発電設備運転開始後の、既存のPR館・八丈島地熱館の運用についてのお考えをご教示ください。	情報公開や理解等促進については、発電所の仕組み等についてウェブサイト等を用いた情報発信や、発電所と一体となるPR施設の設置、町民・来島者を対象とした発電所の見学対応等、幅広い取り組みを想定しています。 八丈島地熱館の運用については、現施設の維持にこだわらず、上記のような事業者からの提案や、事業計画上の必要性に応じ、柔軟に取扱う考えです。

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
32	8 事業 実施にあ たっての 条件	生産井および還元井の掘削深度や本数に制限はないのでしょうか？	二次審査に関する説明会で説明します。
33	10 費用 負担	事業一切の費用は事業者が負担すると記載されていますが、これは事業者が本事業を行うに当たり発生する費用との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	13 書類 提出にあ たっての 注意事項	公募要項P7の13書類提出にあたっての注意事項(4)応募の数について、1案とありますが、発電方式等、掘削しないと判断できないもの、あるいは地元貢献策等、複数考えられる項目については、複数案提示可能との理解でよろしいでしょうか？	発電方式等については、二次審査に関する説明会で提供する各種情報から最適と考えられる方法、手法を提案してください。 地域貢献策については、案の全てが可能であれば、複数ご提示いただいても構いません。
35	15 一次 審査書類 の提出	公募要項P8の15一次審査書類の提出(4)③、⑤における応募者の再生可能エネルギー発電実績、⑪設備認定通知書の写し(FIT法に基づく特定供給を行った実績に係るもの)については、応募者もしくは応募者が別に設立した事業会社の実績、また応募者の子会社が別に設立した事業会社の実績も対象になるとの理解でよろしいでしょうか？	回答No5のとおりです。
36	15 一次 審査書類 の提出	公募要項P8の15一次審査書類の提出(4)⑧納税証明書の直近3ヶ年とは、3月期決算の場合、2016年3月期分が最新との理解になりますでしょうか？また国税納税証明書(その3)は直近1年分しか申請できませんので、提出書類としては、次の通りの理解でよろしいでしょうか？ ・国税納税証明書(その3)を1年分 ・都民税の納税証明書を3年分	お見込みのとおりです。
37	15 一次 審査書類 の提出	公募要項P8の15一次審査書類の提出(4)⑨定款の写しについては、原本証明は必要無いとどの理解でよろしいでしょうか？	様式1-2のとおり、全ての応募書類について真実と相違ないことを誓約いただくため、原本証明は必要ありません。
38	15 一次 審査書類 の提出	公募要項P8の15一次審査書類の提出(4)⑪の設備認定通知書の写しは、すべての実績分が必要になりますでしょうか？(例えば50件ある場合、すべてが必要になるのか。容量が大きい代表的なものの写しで大丈夫なのか)	要項6(3)②を満たす、代表的な実績のみでかまいません。



## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
39	15 一次 審査書類 の提出	提出書類のなかで決算書類一式3カ年分とありますが、法人設立後1年ないし2年の場合、3期分ない場合はどのようにすればよいでしょうか？	法人設立経過年に応じて、1カ年ないし2カ年分の書類をご提出ください。
40	16 一次 審査結果 の通知	公募要項P9の16の一次審査の結果は対外公表される可能性はありますか？(通過した業者のみ開示等)	結果の合否は当該応募者にのみ通知します。(例: 応募者A社の合否は、A社にのみ通知します。)また、公募の透明性確保や進捗を島内外へ周知する観点から、応募者数と合格者数を町公式サイトで公表します。
41	17 二次 審査に関 する説明 会	情報公開等の検討材料として八丈島内におけるインターネット接続状況(普及状況)に関するデータを二次審査に関する説明会で情報提供いただけますか？	当該情報は、各通信会社が所有する情報であるため、町として把握しておりません。
42	17 二次 審査に関 する説明 会	既存地熱発電所のデータ(現存する坑井および過去に掘削した坑井の位置・掘削軌跡・フィードポイント深度・規制深度・生産量・還元量等、坑井掘削報告書・坑井掘削地点選定理由書、地熱資源地上調査報告書、地熱資源総合解析報告書、地熱発電所の生産蒸気量・還元量・非凝縮ガス量・硫化水素濃度等の推移、硫化水素除去装置の運転記録等)を可能な限り、公開して頂きたいが二次審査に関する説明会で開示されますか？少なくとも非凝縮ガス濃度・硫化水素濃度・生産蒸気量・還元量・坑口圧力および発電出力の推移並びに利用可能な地表水(河川水等)の量は開示して頂きたいと考えております。	ご質問のデータは町で保有していないため、現在関係者と協議を行っております。可能なものにつきましては、二次審査に関する説明会で情報提供いたします。
17 二次 審査に関 する説明 会	八丈島内の年間電力利用状況の時間別実績について二次審査に関する説明会で情報提供いただけますか？		
17 二次 審査に関 する説明 会	公募要項P9の17二次審査に関する説明会での情報提供内容に、地下データや現在の発電のトラックレコード等事業者が必要とする項目は含まれていますでしょうか？また事業者サイドから必要情報を依頼することは可能でしょうか？		
8 事業 実施にあ たっての 条件	公募要項P5の8事業実施に当たっての条件の(4)③熱水供給の検討については、供給が可能と判断できる地下データ等の情報が開示されるとの理解でよろしいでしょうか？		

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
43	17 二次審査に関する説明会	八丈島地熱発電利用拡大検討協議会で調査をされた臭気対策技術に関する調査報告書は二次審査に関する説明会で開示していただけますか？	ご質問の調査は町が実施したものではないため、現在協議会関係者と協議を行っております。可能なものにつきましては、二次審査に関する説明会で情報提供いたします。
44	18 二次審査書類の提出	「18二次審査書類の提出」に関して、④地熱発電施設配置図、⑤地熱発電システム概要書、⑥設備フロー図、⑦単線結線図の提出が求められていますが、提出後の変更はどの程度許容されるのでしょうか(計画を進めていく段階で変更の生じる可能性が予想されます)。	町との協定締結までは、二次審査書類の内容を変更することは認められません。協定締結後の取扱いについては、回答No25のとおりです。
18 二次審査書類の提出	二次審査書類様式2-4地熱発電システム概要書について発電機、変圧器など各機器についての諸元とメーカー等を記載することになっていますが、二次審査時点で地熱流体の特性も確定しておらず、実際の建設時に各種諸元も変更となる可能性があると考えますが、実際の建設時には変更できるものと認識して宜しいでしょうか？		
45	19 導入審査会(二次審査)	地域貢献への取組評価で求められる「産業振興策」と「地域還元策」の定義を明確にご教授頂きたく存じます。	産業振興策とは、農林漁業、観光業等、各種島内の産業の振興に結びつく方策を指します。地域還元策とは、例えば事業利益の地域への分配といった経済的な還元や、熱水や電気の地元施設への提供、再生可能エネルギーである地熱発電の町民や来島者に対する普及啓発といった社会的還元を含めた幅広い取組を想定しています。
46	19 導入審査会(二次審査)	公募要項P11の19導入審査会(二次審査)のメンバーならびに本事業に深く関与する一般電気事業者やその他関係当事者(東京都等)と利害関係のある者が、入札応募された場合はどのような判断をされるのでしょうか？	審査委員の利害関係者が応募した場合は、当該審査委員は、審査の採点に関与できなくなります。また、本公募はFITの活用を前提としているため、一般電気事業者が応募することは想定していません。

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
47	19 導入 審査会 (二次審 査)	公募要項P11の19導入審査会(二次審査)について、(1)導入審査会の審査委員メンバーや、(3)審査項目における①事業スキームの評価、②臭気対策の評価、③地域貢献の取組評価に対する各々の配点に関しては、今後公表されるとの理解でよろしいでしょうか。また(1)プレゼンテーションは複数名による分担は可能との理解でよろしいでしょうか？	審査に関する諸事項については、二次審査に関する説明会において説明します。
	19 導入 審査会 (二次審 査)	臭気対策の詳細が二次審査の評価対象になるとの記載があり、また公募要項19(3)に評価項目の記載がありますが、具体的な審査基準をご教示ください。(保証値なのか、対策の妥当性つまり実現角度なのか、コストなのか、それら全てに関する加点制なのか、など。)	
48	19 導入 審査会 (二次審 査)	八丈町地域再生可能エネルギー基本条例の基本理念 第3条(2)に「地域に根ざした主体の形成に努め」とありますが、これはどのように解釈すればよいのでしょうか？ 地域の組織または会社が事業主体の一角を占めてないと選定されるにあたって不利となるのでしょうか？	回答No.10のとおりです
49	20 選定 結果の通 知	公募要項P12の20選定結果は対外公表されますでしょうか？	審査結果の報告を受けて、町として、選定事業者を公表します。審査会による審査結果として、最優秀者を公表するほか、審査の透明性確保の観点から、採点結果等を公開します。
	20 選定 結果の通 知	公募要項P12の20選定結果は点数化されないのでしょうか？	
50	20 選定 結果の通 知	公募要項P12の20選定結果の通知にある、他応募者との共同事業の可能性はどういうケースを想定していますでしょうか？	臭気対策や地域貢献策を共同するケースを想定しています。
51	21 協定 の締結	公募要項P12の21協定締結と22協定の破棄についてですが、事業者からの申し出があった場合に協定が破棄される場合、事業者にはペナルティを課さないとの理解でよろしいでしょうか？	本公募の主旨をご理解の上、双方の合意のもと協定の締結をいたしますので、事業者が協定の破棄を申し出る際には、地熱資源が確保できない場合や天変地異といった事業の継続ができない明確な理由が必要です。

## 八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問への回答

回答 No	要項等 該当箇所	質問内容	回答
52	21 協定の締結	公募要項21 協定の締結「次点」と記載がありますが、二次審査の結果と同じタイミングで順位の公表がなされるのでしょうか。	回答No49のとおり、最優秀者を公表するほか、次点については、当該事業者にのみ、その旨を通知します。 順位については、次点以下は事業者名を伏せて、評価項目毎の得点を公表します。
53	23 その他	「一般電気事業者その他関係事業者への個別の問い合わせは行わないようにお願いします」とありますが、どこまでがその範囲となるのでしょうか？	要項23のとおり、本事業の質疑についてとなります。
54	様式1	公募様式1-3応募事業者の概要の1,000kW以上のFIT事業の実績の記載は1件のみでよろしいのでしょうか？	お見込みのとおりです。
55	様式1	公募様式1-3応募事業者の概要の主な金融機関との融資実績の融資金額時期期間の記載方法は、以下記載でよろしいのでしょうか？ (例)融資金額100億円、時期2012年3月、期間5年	お見込みのとおりです。
56	様式5	発電事業への地域参加の提案を「発電計画」と「発電事業」に分けておられますが、各々が具体的に何を指すのか定義を明確にご教授頂きたく存じます。	発電計画への参画とは、発電所開発にあたっての調査、建設、運転や、運転開始後の周辺環境調査などへの参画を指します。 発電事業への参画とは、発電所の運営主体(事業会社等)への参画を指します。
57	様式5	同書式では発電所の建設や運営による雇用の創出が想定されていますが、例えば建設で島外から人が来ることも八丈島における一時的な雇用としてカウントされるのでしょうか。	計上して差し支えありません。様式5-2に島内外の内訳を記載してください。
58	要項等全般	「公募要項」とは別にパワーポイントで作成された「新たな発電事業者の公募に向けた整理」という資料が掲載されていますが、こちらの位置付けは要綱と同じ拘束力があるのでしょうか。同書には要綱に記載のない項目、例えば東京電力株式会社との関係等が(案)として記載されていますが、事業者はこれに準拠しなければいけないとの理解でよろしいでしょうか。	別紙1資料は、応募にあたっての拘束力はありませんが、これまでの検討結果をまとめたものとなっておりますので、企画提案書を作成いただく際の参考としてご活用ください。応募にあたっては、要項に記載されている内容を前提にご提案ください。 なお、例示いただいた一般電気事業者との協調については、要項5(4)のとおりです。